

基準2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点2－1－1： 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、学術文化の中心として、広い知識を授けるとともに、深い専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を養成することを主たる目的とし、人文学部、地域教育文化学部、理学部、医学部、工学部、農学部の6学部を置いている（別添資料2-1-1-①「組織機構図、学則」参照）。

人文学部は、人間文化学科・法経政策学科の2学科、地域教育文化学部は、地域教育学科・文化創造学科・生活総合学科の3学科、理学部は、数理科学科・物理学科・物質生命化学科・生物学科・地球環境学科の5学科、医学部では、医学科・看護学科の2学科、工学部は、機能高分子工学科・物質科学工学科・機械システム工学科・電気電子工学科・情報科学科・応用生命システム工学科の6学科、農学部は、生物生産学科・生物資源学科・生物環境学科の3学科で構成されている。6学部すべてあわせて21学科からなる。各学部において卒業を認定された者に、専攻分野を付記した所定の学位を授与する（別添資料2-1-1-②「学位規則」参照）。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、東北地区2番目の規模を持つ学部教育に重点を置いた総合大学である。広く文系と理系の分野に跨って、基礎研究と応用研究の多様な成果を活かした教育が十分に可能な6学部21学科で構成されている。この構成は、上記の学士課程における教育・研究の目的を達成する上で適切なものである。

観点2－1－2： 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】該当なし

【分析結果とその根拠理由】該当なし

観点2－1－3： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学の教養教育は、平成8年4月の教養部廃止以降、全教員が責任を負う全学体制で実施している（別添資料2-1-3-①「担当教員名簿」参照）。この実施体制を統括する組織として、教育担当副学長を委員長とする教育委員会を置き、その下に教養教育関係の専門委員会を設けている。小白川キャンパスの3学部（人文学部・地域教育文化学部・理学部）を幹事学部と位置付けて、教養教育の責任・実施体制を強化している（別添資料2-1-3-②「教育委員会規則等」参照）。さらに高等教育研究企画

センターを中心にFD活動を継続的に実施して、教育方法等の向上を図っている。

また、教養教育担当教員用の授業実施の手引きとして「教養教育マニュアル」を作成し、「教養教育の基本方針（授業科目区分・領域ごとの理念・目標を含む。）」の周知徹底を図っている。授業の実施細目、試験及び成績評価についての要項、非常勤講師への注意事項等、授業を実施する上で必要な情報をすべて記載している。教養教育を担当する教員の共通認識の確立に役立てている（別添資料2-1-3-③「教養教育マニュアル」参照）。

【分析結果とその根拠理由】

本学の教養教育は、全学体制型の委員会方式で運営しており、本学の全教員が教養教育を支えるという意識を持ち円滑に実施している。教育担当副学長を委員長とする全学委員会方式は、成功例として広く評価されている。幹事学部である小白川3学部が中心となり、科目を担当して教養教育の強固な基盤を支えている。

以上のことから、教養教育の実施体制は適切に整備され、極めて有効に機能していると判断する。

観点2-1-4：研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学大学院は、社会文化システム研究科（修士課程2専攻）、教育学研究科（修士課程2専攻）、医学系研究科（修士課程1専攻、博士課程1専攻、博士前期・後期課程1専攻）、理工学研究科（博士前期課程13専攻、博士後期課程4専攻）、農学研究科（修士課程3専攻）の5研究科を設置している（別添資料2-1-1-①「組織機構図」、別添資料2-1-4-①「大学院規則」第4条参照）。さらに、連合大学院として岩手大学大学院連合農学研究科（博士課程）を担っている。各研究科は、学部の専門教育を基礎に、専門分野の研究能力（課題発見・解決能力）及び高度の専門性を要する職業に必要な能力の養成を目的として専攻を構成している。

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院は、5研究科27専攻から構成され、専攻分野の知識や技術及び創造的能力をより高める教育・研究を実施しており、研究者、高度専門職業人、教師、医師及び看護職や高度で知的な素養のある人材を養成する目的で教育・研究を実施しており、学際的かつ最先端の教育・研究が実施できる組織となっている。

以上のことから、本学大学院の構成は、大学院課程における教育・研究を達成する上で適切なものであると判断する。

観点2-1-5：研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】 該当なし

【分析結果とその根拠理由】 該当なし

観点2-1-6：別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学では、1年課程の養護教諭特別別科を設置し、看護師免許取得者・取得予定者を対象に、児童・生徒の保健教育と保健管理を実践的・創造的に担い、健康の保持・増進と健やかな発育・発達を保障するために活躍できる養護教諭を養成している（別添資料2-1-6-①「養護教諭特別別科学生募集要項」参照）。その教育課程は、一般教育科目、保健体育科目、教職科目、障害児教育関連科目、実習（観察実習、健康診断実習、養護実習）及び卒業研究から構成されている（別添資料2-1-6-②「履修の手引」参照）。これらの科目の教育は、臨床心理学と学校保健学を専門とする専任教員と地域教育文化学部の協力教員が担当している。

【分析結果とその根拠理由】

養護教諭特別別科の教育課程は、養護教諭としての専門科目、教員となる上で必要な基礎的教職科目、系統的に配置された養護教育実習と全学生を対象にした健康診断実習、さらに研究室配属による卒業研究から構成されている。これらは、本別科の目的を達成する上で適切なものである。

観点2-1-7：全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、附属図書館（中央図書館、医学部・工学部・農学部の各分館）と6学内共同教育研究施設（地域共同研究センター、学術情報基盤センター、遺伝子実験施設、高等教育研究企画センター、留学生センター、教職研究総合センター）、4学内共同利用施設（附属博物館、放射性同位元素総合実験室、環境保全センター、大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリ）を設置している。そのほか、医学部附属病院、保健管理センター、学部附属の教育研究施設（医学部附属の動物実験施設・実験実習機器センター、農学部附属の農場・演習林）及び附属学校（小学校・中学校・養護学校・幼稚園）を設置している（別添資料2-1-7-①「山形大学学則」参照）。これらの施設・センター等は、総合大学としての教育研究目的の達成に大きな役割を担っている（別添資料2-1-7-②「センター等の規則に規定する設置目的の抜粋表」参照）。

【分析結果とその根拠理由】

本学のセンター等は、それぞれ固有の役割を持ち、主たる役割で区分すると次のような構成となる。
(a) 教育研究及び教育研究支援—附属図書館、学術情報基盤センター、地域共同研究センター、遺伝子実験施設、放射性同位元素総合実験室、動物実験施設・実験実習機器センター、附属農場・演習林、附属学校、大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリ、(b) 教育及び教育支援—高等教育研究企画センター、教職研究総合センター、留学生センター、附属博物館、環境保全センター、附属学校、(c) 研究推進・社会貢献—地域共同研究センター、附属図書館、教職研究総合センター、附属博物館。これらの各施設は、広い教育研究分野をカバーしており、6学部を擁する総合大学としての

教育・研究の目的を達成する上で適切な構成となっている。

観点2-2-1：教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

教育活動に係る重要事項を審議するため、全学組織として国立大学法人法に規定する教育研究評議会と、各学部に学校教育法に規定する教授会を設置している（別添資料2-2-1-①「教育研究評議会等の規則に規定する審議事項の抜粋」参照）。教育研究評議会は、教育に関する中期目標・中期計画・年度計画のほか、学則等の教育に関する重要な規則の制定・改廃、教員人事及び教育課程の編成方針、学生の在籍と学位授与に関する方針、教育の状況に関する自己点検・評価など、教育活動に関する基本方針を審議し、平成17年度は11回開催している（別添資料2-2-1-②「教育研究評議会議事録」（抜粋）参照）。

各学部の教授会は、それぞれの教授会規則の規定により、教育課程の編成、学生の在籍及び学位の授与に関する事項、その他教育に関する重要事項を審議する。各学部の教授会は定期的に開催され、上記事項の審議及び学部の教育に係る諸委員会の報告を行っている（別添資料2-2-1-③「各学部教授会規則・議事録」（抜粋）参照）。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、6学部からなる総合大学である。大学の教育活動全般に関する重要事項や目標・計画、基本方針を審議する教育研究評議会と、各学部での教育活動の具体的な事項について審議する学部教授会がそれぞれ役割を分担しつつ、必要な教育活動を適切に行っている。

観点2-2-2：教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、教育活動に関する基本方針等の事項を審議する全学委員会として、教育委員会（委員長：教育担当副学長）を設置している（別添資料2-2-2-①「教育委員会規則」参照）。同委員会は、各学部長、各学部選出教員2名のほか、教育に関する学内共同教育研究施設長を委員として、全学体制の構成としている。

教養教育に関する事項は、教育委員会の下で審議することにより、縦割りの弊害が出がちな教養教育と専門教育の間の有機的な連携を図る体制をとっている。教育委員会の下に資料2-2-2-1のとおり専門委員会を恒常的に設置し、不断の改善を行っている。

資料2-2-2-1 専門委員会

委員会名	主な構成員	主な審議内容	平均開催回数
教養教育専門委員会	副学長 幹事学部長 各学部教員	教養教育に係る予算、規則の整備から教育課程の編成まで、教養教育の運営を全般的に審議	年4回

教養教育実施委員会	専門委員会委員 幹事学部教員 各学部教員	教養教育担当教員の確保、授業時間割の編成、 学生向けガイダンスの企画立案等を審議・実施	年6回
教育方法等改善委員会	副学長 実施委員会委員 各学部教員	教育方法の改善に関する調査・研究、FD事業の実施	年4回

平成16年度に、大学教育に関する総合的研究を行い、本学の教育内容と教育体制の改善を図るための専門組織として「高等教育研究企画センター」を設置し、教育方法等改善委員会と連携してFD活動を推進している。

各学部に、教育委員会（人文学部）、学務委員会（地域教育文化学部、工学部、農学部）、教務厚生委員会（理学部）、教務委員会（医学部）を置き、教育課程や教育方法の検討などの学部教育全般について審議している（別添資料2-2-2-②「各学部の教務に係る委員会議事録」参照）。いずれの委員会も、学部長以下、各学科・講座やその他の単位から選出した委員で構成し、月1回の割合で会議を開き、実質的な検討を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程・教育方法等を統括する組織は、教育担当副学長をトップにした全学委員会とし、各学部長、各学部選出教員2名のほか、教育に関する学内共同教育研究施設長を委員とするなど、全学的な体制を敷いている。教養教育については、同委員会の下に置かれた教養教育専門委員会に、中心的な役割を担う小白川地区の3学部長が委員として加わり、責任体制を明確にし盤石な支援体制をとっている。

学部においては、教務に係る委員会（名称はそれぞれ異なる。）で適切な会議を開催し、各学部の目的に沿った教養教育と専門教育との連携を踏まえた教育課程の編成や教育方法の改善・充実等の実質的な検討を行っている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学では、国立大学法人法に規定する教育研究評議会及び学校教育法で規定する学部教授会を設置している。教育活動に関する事項を審議する全学委員会として、教育委員会（委員長：教育担当副学長）を設置している。総合大学としてのメリットを最大限に活かすため、全学的な見地から教育課程の基本方針や教養教育に関する具体的な事項を適切に審議している。教養教育と専門教育との有機的な連携を図り、教育の編成・改善を効率的に進めるための十分な体制を整備している点は特に優れている。

教養教育は、全教員が参加して責任を負う全学体制をとっている。この体制を円滑に機能させるために、教養教育専門委員会、教養教育実施委員会を設け、小白川地区3学部が幹事学部として、強力に教養教育の実施・運営を支えている。

教育委員会の下に設けられた教育方法等改善委員会に加えて、本学の教育内容と教育体制の改善を推進する専門組織として、高等教育研究企画センターを平成16年度に新たに設置し、不断の改善の努力を続けている。

【改善を要する点】

特になし

(3) 基準2の自己評価の概要

本学は、東北地区2番目の規模を持つ学部教育に重点を置いた総合大学として、大学の理念と使命に基づき、学士課程では広く文系と理系の分野に跨って、人文学部・地域教育文化学部・理学部・医学部・工学部・農学部の6学部を設置している。学問研究の高度化に対応した大学院の重要性に鑑み、修士課程では、社会文化システム研究科、教育学研究科、農学研究科の3研究科、博士課程では、理工学研究科、医学系研究科の2研究科並びに岩手大学を設置校とする大学院連合農学研究科を担当している。これらの学部と研究科では、充実した広い教養教育とより深い専門教育との有機的な編成により、創造性豊かな人間性と優れた専門性を育む教育を行っている。それを基盤として実社会で活躍できる知的・人間的資質を備えた人材の養成及び多様な研究成果を活かした教育活動を通じて、地域や国際社会における次世代を担う人材育成を行っている。

教育活動に係る重要事項を審議するため、国立大学法人法に規定する教育研究評議会及び学校教育法に規定する学部教授会を設置している。前者では、主に全学の教育に関する基本の方針と計画を、後者では、学部教育に関する具体的案件を審議し、それぞれの役割を明確に区分し、効率化を図っている。

総合大学としての教育活動に関する重要事項を審議する全学委員会として、教育担当副学長を委員長とする「教育委員会」を設置している。同委員会は、各学部長、各学部選出教員2名のほか、学内共同教育研究施設長を委員とし、全学的な委員会構成としている。教養教育に関する事項をこの委員会の下で審議することにより、総合大学としての教養教育と専門教育との有機的な連携を図る体制をとっている。

教育委員会の下には、教養教育の教育課程を審議する「教養教育専門委員会」、教養教育担当教員の確保、授業時間割の編成、学生向けガイダンスの企画立案を行う「教養教育実施委員会」、教育方法の改善に関する審議を行う「教育方法等改善委員会」を設置するとともに、教育方法の改善に関する調査・研究を行い、F D活動等を推進する専門組織「高等教育研究企画センター」を設置している。

以上のように、本学の教育研究評議会、各学部教授会、各種委員会等は、それぞれその役割と分担を明確に規定し、かつ相互に連携を図りながら活動している。したがって、教育の実施体制は適切に整備され有効に機能している。